

目 次

津市条例

- 農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
- 津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例
- 津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例
- 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 津市市税条例の一部を改正する条例
- 津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 津市教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市規則

- 津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則
- 津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則
- 津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則
- 津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部を改正する規則
- 津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市市税条例施行規則の一部を改正する規則
- 津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則
- 津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市告示

- 放置自転車等の撤去及び保管
- 公示送達
- 障害者総合支援法に基づく指定特定相談支援事業者及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業所の指定
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定
- 国民健康保険被保険者証の無効告示
- 公示送達
- 公示送達
- 議決を経た予算の公表

津市公告

- 開発行為に係る工事の完了
- 犬の抑留

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

## 津市上下水道事業公告

津都市計画及び安濃都市計画下水道事業の変更認可に係るの写しの縦覧場所

松阪市都市計画下水道事業の変更認可に係るの写しの縦覧場所

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第39号

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

(津市農業委員会の部会に関する条例の一部改正)

第1条 津市農業委員会の部会に関する条例(平成18年津市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。)第19条第1項及び同条第3項の規定に基づき設置する」を「)第16条第1項及び第5項の規定に基づき、」に改める。

第2条中「、第2農地部会及び農業振興部会」を「及び第2農地部会」に改める。

第3条の見出し中「農地部会」を「部会」に改め、同条中「法第19条第1項の規定による各部会を構成する」を「各部会の」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 第1農地部会 14人
- (2) 第2農地部会 10人

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

(津市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の一部改正)

第2条 津市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例(平成18年津市条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

津市農業委員会の委員等の定数に関する条例

本則中「農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条第

1項の規定に基づき、「」及び「選挙による」を削り、「40人」を「24人」に改め、本則を第2条とし、同条に見出しとして「（農業委員会の委員の定数）」を付し、同条の前に次の1条を加える。

（趣旨）

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、津市農業委員会の委員及び津市農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

本則に次の1条を加える。

（農地利用最適化推進委員の定数）

第3条 津市農地利用最適化推進委員の定数は、86人とする。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第3条 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表農業委員会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 20,000円
-------------	------------

（津市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部改正）

第4条 津市証人等に対する実費弁償に関する条例（平成18年津市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第29条第4項」を「第35条第4項」に、「その他の関係人」を「、関係人等」に改める。

第2条第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「関係人」を「関係者」に改める。

（津市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例の廃止）

第5条 津市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の数に関する条例（平成18年津市条例第299号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第40号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例  
(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

(本市の責務)

第3条 本市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第9号の規定に基づき特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号）による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による一人親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による妊産婦の医療費及び健康診査費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
6 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
7 市長	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による乳児家庭全戸訪問事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
8 市長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による結核に係る健康診断に関する事務であって規則で定めるもの
9 市長	健康増進法（平成14年法律第103号）に準じて行うがん検診に関する事務であって規則で定めるもの
10 市長	健康増進法に準じて行う健康診査に関する事務であって規則で定めるもの
11 市長	高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用助成事業に関する事務であって規則で定めるもの
12 市長	妊娠・出産包括支援事業に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）若しくは住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）による改良住宅（同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。）の管理に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
4 市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって	生活保護関係情報、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の

	規則で定めるもの	徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	国民年金法（昭和34年法律第141号）による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
8 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
9 市長	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	
1 0 市長	老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 1 市長	母子保健法（昭和40年法律第141号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 2 市長	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 3 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 4 市長	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
1 5 市長	障害者の日常生活及び社	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	て規則で定めるもの
16 市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険給付関係情報、住宅地区改良法による改良住宅の管理に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関

		<p>する情報、同法による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）、介護保険給付等関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの</p>
18	市長	<p>津市福祉医療費等の助成に関する条例による障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
19	市長	<p>津市福祉医療費等の助成に関する条例による一人親家庭等の母又は父及び児童の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの</p>
20	市長	<p>津市福祉医療費等の助成に関する条例による子ども</p>

	もの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童手当関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 1 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による妊産婦の医療費及び健康診査費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
2 2 市長	津市福祉医療費等の助成に関する条例による精神障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
教育委員会	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	市長	地方税関係情報であって規則で定めるもの

津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第41号

津市下之川住民交流センターの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、下之川住民交流センター（以下「センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 住民の交流促進及び健康増進を図り、もって地域コミュニティの形成及び地域の活性化に資するため、センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市下之川住民交流センター
- (2) 位置 津市美杉町下之川5297番地1

(施設)

第4条 センターに次に掲げる施設を設置する。

- (1) 会議施設
- (2) 温浴施設

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を

しないものとする。

- (1) 営利を図る目的で使用するおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(使用料)

第7条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1から別表第3までに定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者その他センターを利用する者（以下「利用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

（利用者等に対する指示）

第14条 市長は、センターの管理上必要があるときは、利用者等に対し指示をすることができる。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 会議施設の使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第 1（第 7 条関係）

## 会議施設の使用料

単位 円

時間区分 使用区分	①	②	③	④	⑤	⑥
		午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から午後 10 時まで	午前 9 時から午後 5 時まで	午後 1 時から午後 10 時まで
大会議室	2,100	2,800	4,000	4,900	6,800	8,900
中会議室	1,500	2,000	3,000	3,500	5,000	6,500
小会議室	900	1,200	2,000	2,100	3,200	4,100
<p>〔備考〕</p> <p>1 使用許可を受けた時間を超える使用は、施設の使用に関し支障がない限り、1 時間を限度として認めることとし、その超過に係る使用料は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあつては、それぞれ当該各号に定める額（当該額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 時間区分①、②及び④ 時間区分①の使用料の 3 分の 1 の額</p> <p>(2) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の使用料の 4 分の 1 の額</p> <p>2 この表に定める使用料には、冷暖房の使用料及び当該施設の使用に係る光熱水費等を含むものとする。</p>						

## 別表第 2 (第 7 条関係)

## 温浴施設の使用料

単位 円

使用区分		使用料
当日使用券 (1回につき)	6歳以上13歳未満	150
	13歳以上65歳未満	300
	65歳以上	150
年間券 (1年間)	6歳以上13歳未満	5,000
	13歳以上65歳未満	10,000
	65歳以上	5,000
〔備考〕 6歳未満の使用料は、無料とする。		

別表第3（第7条関係）

設備器具の使用料

単位 円

名称	使用区分	使用料
マッサージ機	1人1回につき	100
エアロバイク	1人1回につき	100
電動式トレッドミル	1人1回につき	100

津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市条例第42号

津市防災物流施設の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、防災物流施設（以下「物流施設」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 災害発生時における生活物資の緊急輸送・備蓄及び緊急時の被災者の救護等に係る拠点とするとともに、防災学習等及び住民の地域活動の拠点として供し、住民相互の連帯意識の高揚を図り、健全な地域社会の形成に寄与するため、物流施設を設置する。

(名称及び位置)

第3条 物流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市防災物流施設
- (2) 位置 津市雲出伊倉津町792番地1

(施設)

第4条 物流施設に物資一時保管倉庫及び被災者救護等対策室のほか、津市雲出地区防災コミュニティセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(使用の許可)

第5条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

2 市長は、物流施設の管理上必要があるときは、使用許可に条件を付すことができる。

(使用の優先)

第6条 物流施設を災害発生時における生活物資の緊急輸送・備蓄に係る拠点

若しくは緊急時の被災者の救護等に係る拠点又は住民の避難の場として使用するときは、他のいかなる場合の使用より優先する。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 営利を図る目的で使用するおそれのあるとき。
- (2) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (3) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (4) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(使用料)

第8条 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を当該使用許可の際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、前条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体並びにそれらの機関その他公共的団体等が使用する場合は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。
- (2) 使用しようとする日の2日前までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、センター及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者その他物流施設を利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者等に対する指示)

第15条 市長は、物流施設の管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 センターの使用に係る手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

センターの使用料

単位 円

時間区分 使用区分	午前9時から 午後0時30 分まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30 分まで	午前9時から 午後9時30 分まで
研修室1	2,800	2,800	3,400	7,100
研修室2	2,800	2,800	3,400	7,100
会議室1	800	800	1,100	2,100
会議室2	800	800	1,100	2,100
<p>〔備考〕                      冷暖房時の使用料については、この表に定める使用料の10分の3の額を加算する。</p>				

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び津市職員  
の再任用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 43 号

津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び  
津市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部  
改正)

第 1 条 津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
(平成 18 年津市条例第 47 号) の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75

	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80

国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

(津市職員の再任用に関する条例の一部改正)

第2条 津市職員の再任用に関する条例（平成18年津市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）附則第5条の規定は、平成27年10月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。）第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算

額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。)による職域加算額(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。)第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付(改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。)又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付(改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。)に係るものに限る。)の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会(国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成24年法律第96号)第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合(平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。)が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に第1条の規定による改正前の津市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

津市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第44号

津市市税条例の一部を改正する条例

津市市税条例（平成18年津市条例第71号）の一部を次のように改正する。  
第8条から第17条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第8条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項の規定により条例で定める方法は、その猶予する期間内において、その猶予に係る金額を各月に分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な

事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 当該猶予を受けようとする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）
- (3) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (4) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (5) 当該猶予を受けようとする期間
- (6) 分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入するかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付し、又は納入する場合にあっては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）
- (7) 当該猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）
- (8) その他市長が必要と認める事項

2 法第15条の2第1項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 当該猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
  - (4) 当該猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 3 法第15条の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
  - (2) 第1項第2号から第7号までに掲げる事項
  - (3) その他市長が必要と認める事項
- 4 法第15条の2第2項及び第3項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第2号から第4号までに掲げる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 5 法第15条の2第3項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 猶予期間の延長を受けようとする者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号又は法人番号
  - (2) 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
  - (3) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
  - (4) 猶予期間の延長を受けようとする期間
  - (5) 第1項第6号及び第7号に掲げる事項
  - (6) その他市長が必要と認める事項
- 6 法第15条の2第4項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 第2項第4号に掲げる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類
- 7 法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。
- （徴収猶予の取消しに係る債権）
- 第10条 法第15条の3第1項第4号の条例で定める債権は、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、特定教育・保育施設等利用者負担額並びに公共下水道事業受益者負担金及び分担金とする。

(職権による換価の猶予の手續等)

第11条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項の規定により条例で定める方法は、第8条第1項に規定する方法とする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

4 法第15条の5の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号の条例で定める債権は、前条に規定する債権とする。

(申請による換価の猶予の申請手續等)

第12条 法第15条の6第1項の条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第2項の条例で定める債権は、第10条に規定する債権とする。

3 法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項の規定により条例で定める方法は、第8条第1項に規定する方法とする。

4 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

5 法第15条の6の2第1項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
- (2) 第9条第1項第2号から第5号まで及び第7号に掲げる事項
- (3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
- (4) その他市長が必要と認める事項

6 法第15条の6の2第1項及び第2項の条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

7 法第15条の6の2第2項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第9条第1項第7号に掲げる事項
- (2) 第9条第5項第1号から第4号までに掲げる事項
- (3) 第5項第3号に掲げる事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

8 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項の条例で定める期間は、20日とする。

9 法第15条の6の3第2項において読み替えて準用する法第15条の3第1項第4号の条例で定める債権は、第10条に規定する債権とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第13条 法第16条の条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第14条から第17条まで 削除

第18条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第23条第3項中「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

第36条の2第8項中「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

第51条第2項第1号中「（番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の津市市税条例（以下「新条例」という。）第8条から第10条まで及び第13条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる

規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第11条及び第13条（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第12条及び第13条（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第45号

津市保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市保育所の設置及び管理に関する条例（平成26年津市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表津市高野保育園の項中「140人」を「150人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第46号

津市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）の一部を次のように改正する。

第16条中「51万円」を「52万円」に改める。

第16条の10中「16万円」を「17万円」に改める。

第21条中「14万円」を「16万円」に改める。

第25条第1項中「51万円」を「52万円」に改め、同条第2項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第3項中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市条例第 47 号

津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
津市廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 145 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表中

埋立処分地施設	津市白銀環境清掃センター	津市片田田中町 13 83 番地	を  に
ごみ資源化施設	津市リサイクルセンター	津市片田田中町 13 42 番地 1	

改める。

第 5 条第 1 項の表中

津市西部ク リーンセン ター	1 ごみ（可燃物（粗 大ごみを除く。）に 限る。） 2 廃棄物処理条例第 11 条第 3 項の規定 により、市長が別に 定める産業廃棄物	1 廃棄物の重量が 20 キログ ラム以下の場合 300 円 2 廃棄物の重量が 20 キログ ラムを超える場合 300 円 に 20 キログラムを超える廃 棄物の重量（以下「一律超過 重量」という。）10 キログ ラム（一律超過重量に 10 キ ログラム未満の端数がある場 合においては、その端数重量
津市クリー ンセンター おおたか	ごみ（可燃物（粗大ご みを除く。）に限る。）	

		又は当該一律超過重量が5キログラム以上のときはこれらを10キログラムとし5キログラム未満のときはこれらを切り捨てるものとする。)について150円を加算した額	を
津市白銀環境清掃センター	ごみ(可燃物(粗大ごみに限る。))及び不燃物に限る。)	1 運搬車の最大積載量が500キログラム未満の場合 5,000円 2 運搬車の最大積載量が500キログラム以上1トン未満の場合 8,500円 3 運搬車の最大積載量が1トンの場合 17,000円 4 運搬車の最大積載量が1トンを超える場合 17,000円に1トンを超える積載量が500キログラム増すごとに8,500円を加算した額	

津市西部クリーンセンター	1 ごみ(可燃物(粗大ごみを除く。))に限る。 2 廃棄物処理条例第11条第3項の規定により、市長が別に定める産業廃棄物	1 一般の家庭における日常生活に伴って生じた廃棄物 (1) 廃棄物の重量が20キログラム以下の場合 無料 (2) 廃棄物の重量が20キログラムを超える場合 20キログラムを超える部分の重量(その超える部分の重量に5キログラム未満の端数があるとき、又はその超える部分の全重量が5キログラム未満であるときはその端数重量又はその全重量
津市クリーンセンターおおたか	ごみ(可燃物(粗大ごみを除く。))に限る。)	
津市リサイクルセンター	ごみ(可燃物(粗大ごみに限る。))及び不燃物に限る。)	

を切り捨てるものとし、その超える部分の重量に5キログラム以上10キログラム未満の端数があるとき、又はその超える部分の全重量が5キログラム以上10キログラム未満であるときはその端数重量又はその全重量を10キログラムとする。) 10キログラムにつき150円

2 事業活動に伴って生じた廃棄物

に

(1) 廃棄物の重量が20キログラム以下の場合 300円

(2) 廃棄物の重量が20キログラムを超える場合 300円に20キログラムを超える部分の重量(その超える部分の重量に5キログラム未満の端数があるとき、又はその超える部分の全重量が5キログラム未満であるときはその端数重量又はその全重量を切り捨てるものとし、その超える部分の重量に5キログラム以上10キログラム未満の端数があるとき、又はその超える部分の全重量が5キログラム以上10キログラム未満であるときはその端数重量

		又はその全重量を10キログラムとする。) 10キログラムにつき150円を加算した額
--	--	---

改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

平成 27 年 12 月 18 日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市条例第 48 号

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

津市教育集会所の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 244  
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表津市木造教育集会所の項及び津市北岡本教育集会所の項を削る。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月18日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市規則第45号

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市障害者支援多機能型事業所の設置及び管理に関する条例施行規則（平成22年津市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「及び土曜日」を削る。

別記様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第46号

津市母子保健法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市母子保健法施行取扱規則（平成25年津市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中

「

出生場所	
------	--

」を

「

出生場所		個人番号	
------	--	------	--

」に、

「

住 所			
電 話 番 号	(自宅)	—	—
	(携帯)	—	—

」を

「

住 所		個人番号	
電 話 番 号	(自宅)	—	—
	(携帯)	—	—

」に改める。

第2号様式中

「

住 所			
-----	--	--	--

」を

「

住 所		個人番号	
-----	--	------	--

」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第47号

津市生活保護法施行取扱規則の一部を改正する規則

津市生活保護法施行取扱規則（平成18年津市規則第86号）の一部を次のように改正する。

第2号様式（表）中

「

氏名	続柄	性別	生年月日	学歴	健康状態	職業・学年	備考
		男・女	・	・			
		男・女	・	・			
		男・女	・	・			
		男・女	・	・			
		男・女	・	・			
		男・女	・	・			
		男・女	・	・			
		男・女	・	・			
		男・女	・	・			

」

を

「

氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	学歴	健康状態	職業・学年
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		

」

に

改める。

第13号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

氏名	続柄	性別	生年月日	学歴	健康状態	職業・学年
		男・女	・	・		
		男・女	・	・		
		男・女	・	・		
		男・女	・	・		
		男・女	・	・		
		男・女	・	・		
		男・女	・	・		

」

を

「

氏名	個人番号	続柄	性別	生年月日	学歴	健康状態	職業・学年
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		
			男・女	・	・		

」

に改

める。

第14号様式から第19号様式まで、第21号様式及び第25号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

#### 津市規則第48号

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

津市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則（平成18年津市規則第245号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第2号様式から第4号様式までの規定中「あて先」を「宛先」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第49号

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則の一部を改正する規則

津市子ども・子育て支援法事務取扱規則（平成27年津市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中

氏名 (フリガナ)	を	氏名 (フリガナ) 個人番号	に、
勤務先（学校等）	備考	個人番号	勤務先（学校等）

第9号様式中

氏名	生年月日	就労状況	続柄
	年月日		

  

氏名	児童との続柄	生年月日	個人番号	就労状況
		年月日		

改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第50号

津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成18年津市規則第203号）の一部を次のように改正する。

第1号様式（表）中

申 込 者	住 所						連絡先電話番号
	ふりがな 氏 名	-----					自 宅 勤務先
入 居 予 定	①現に同居している親族						
	氏 名	続柄	性別	生年月日	職 業	備 考	
		本人	男女	. .			
			男女	. .			
			男女	. .			
			男女	. .			
親 族	②現在別居しているが同居しようとする親族						
	氏 名	続柄	性別	生年月日	職 業	備 考	
			男女	. .			
			男女	. .			

を

申 込 者	住 所						連絡先の電話番号
	ふりがな 氏 名	-----					自 宅 勤務先

入 居 予 定 親 族	①現に同居している親族					
	氏名及び個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業	備 考
	.....	本人	男 女	. .		
	.....		男 女	. .		
	.....		男 女	. .		
	.....		男 女	. .		
	.....		男 女	. .		
	②現在別居しているが同居しようとする親族					
	氏名及び個人番号	続柄	性別	生年月日	職 業	備 考
	.....		男 女	. .		
.....		男 女	. .			

に

改め、同様式（裏）中「あて先」を「宛先」に改める。

第2号様式、第4号様式、第6号様式、第11号様式、第14号様式、第15号様式、第17号様式、第19号様式及び第19号様式の2中「あて先」を「宛先」に改める。

第21号様式中「あて先」を「宛先」に、

	続柄	氏 名	生 年 月 日	勤 務 先	年間収入額	備 考
1	本人		年 月 日	名称 電話	円	
2			年 月 日	名称 電話	円	
3			年 月 日	名称 電話	円	
4			年 月 日	名称 電話	円	
5			年 月 日	名称 電話	円	
6			年 月 日	名称 電話	円	
計					円	

を

	続柄	氏名及び個人番号	生 年 月 日	勤 務 先	年間収入額	備 考
--	----	----------	---------	-------	-------	-----



津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第51号

津市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

津市国民健康保険条例施行規則（平成18年津市規則第113号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「あて先」を「宛先」に、

続柄	続柄	個人番号

を に改める。

第2号様式中「あて先」を「宛先」に、

住所	住所
世帯主氏名	世帯主氏名
電話	個人番号
	電話

に、

被保険者	氏名	
	住所	

を

被保険者	氏名	
	住所	
	個人番号	

に

改める。

第3号様式中「あて先」を「宛先」に、

「  
住所  
世帯主氏名  
電話  
①」を世帯主  
住所  
氏名  
個人番号  
電話  
①」に、

「  
被保険者の住所  
」を

「  
被保険者の住所  
個人番号  
」に

改める。

第4号様式中「あて先」を「宛先」に、

「  
住所  
世帯主氏名  
電話  
①」を世帯主  
住所  
氏名  
個人番号  
電話  
①」に、

「  
被保険者の住所  
」を

「  
被保険者の住所  
個人番号  
」に

改める。

第5号様式中「あて先」を「宛先」に、

「住所  
世帯主氏名  
電話」を「宛先」に、  
「住所  
氏名  
個人番号  
電話」に、

「生年月日」を「生年月日 個人番号」に改める。

生年月日
年月日

を

生年月日	個人番号
年月日	

に改める。

第6号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第10号様式（その1）中「あて先」を「宛先」に、

「住所  
世帯主氏名  
電話」を「宛先」に、  
「住所  
氏名  
個人番号  
電話」に、

被保険者証記号番号		療養を受けた被 保険者の氏名	世帯主との続柄
資格 区分	一般・退職本人・退職扶養 70歳以上一般・70歳以上一定以上・3歳未満	手当又は診療薬 剤の支給を受け た病院、診療 所、薬局その他 のもの名称及 び所在地	
傷病名			
発病・負傷年月日	年月日		
発病の原因			

を

被保険者証記号番号				
療養を受けた被保険者の氏名				世帯主との続柄
個人番号				
資格区分	一般・退職本人・退職扶養	手当又は診療薬剤の支給を受けた病院、診療所、薬局その他のものの名称及び所在地	に	
	70歳以上一般・70歳以上一定以上・3歳未満			
傷病名				
発病・負傷年月日	年 月 日			
発病の原因				

改める。

第10号様式（その2）（表）中

世帯主 との 続柄		を	「	世帯主と の続柄		に、「あて先」を
			」	個人番号		

「住所氏名電話」宛先に、世帯主氏名電話

「住所氏名個人番号電話」宛先に、世帯主氏名個人番号電話

に改める。

第11号様式中「あて先」を「宛先」に、

「住所氏名電話」宛先に、世帯主氏名電話

「住所氏名個人番号電話」宛先に、世帯主氏名個人番号電話

被保険者証記号番号			療養を受けた被保険者の氏名	世帯主との続柄	
資格区分	一般	70歳以上一般		生年月日	年 月 日
	退職本人	70歳以上一定以上			
	退職扶養	3歳未満			
	その他				
傷病名			手当又は診療薬剤の支給を受けた病院、診療所、薬局その他のものの名称及び所在地	を	
傷病に要した費用の額					

被保険者証記号番号			世帯主との続柄		
療養を受けた被保険者の氏名			世帯主との続柄		
個人番号					
資格区分	一般	70歳以上一般	生年月日	年 月 日	
	退職本人	70歳以上一定以上	手当又は診療薬剤の支給を受けた病院、診療所、薬局その他のものの名称及び所在地	に	
	退職扶養	3歳未満			
	その他				
傷病名					
傷病に要した費用の額					

改める。

第12号様式中「あて先」を「宛先」に、

「住所 住所  
世帯主氏名 氏名  
電話 電話」を世帯主氏名 氏名  
個人番号 個人番号  
電話 電話」に、

被保険者証記号番号		資格区分	一 般・退職本人・退職扶養		
			70歳以上一般・70歳以上一定以上・3歳未満		
被保険者の氏名		生年月日	年 月 日	性別	男・女

被保険者証記号番号					
資格区分	一般・退職本人・退職扶養		70歳以上一般・70歳以上一定以上・3歳未満		
被保険者の氏名		生年月日	年	月	日
				性別	男・女
個人番号					

に

改める。

第13号様式中「あて先」を「宛先」に、

住所	住所
氏名	氏名
世帯主	世帯主
電話	電話
	個人番号

① を ② に、

療養を受けた被保険者

を

療養を受けた被保険者
個人番号

に改める。

第13号様式の2中

計算期間の始期 及び終期	年 月 日 から 年 月 日 まで
-----------------	----------------------

を

個人番号		
計算期間の始期 及び終期	年 月 日 から 年 月 日 まで	に、「あて先」を「宛先」

に改める。

第14号様式中

被害者	被保険者証 記号番号		被保険者名 (被害者名)	年 月 日生	世帯主 との続柄		
加害者	住所		氏名	年 月 日生	職業	電話	を
加害者の 使用者	住所		氏名	年 月 日生	職業	電話	

被害者	被保険者名 (被害者名)		世帯主 との続柄		年 月 日生
	被保険者証 記号番号		個人番号		
加害者	住所				年 月 日生
	氏名		職業		電話
加害者の 使用者	住所				年 月 日生
	氏名		職業		電話

「あて先」を「宛先」に改める。

第15号様式、第16号様式、第22号様式、第23号様式、第26号様式  
及び第30号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

## 津市規則第52号

津市市税条例施行規則の一部を改正する規則

津市市税条例施行規則（平成18年津市規則第38号）の一部を次のように改正する。

別記36の項及び37の項を次のように改める。

36	削除	
37	納税証明書	法第20条の10等

別記68の項中「第90条第2項」を「第89条第2項並びに第90条第2項及び第3項」に改める。

第1号様式（表）中「  
年 月 日発行」を「交付年月日  
有効期限  
年 月 日  
年 月 日」に改め、同様式（裏）中「5 本証の有効期間は、発行の

日から4年とする。」を削る。

第2号様式（表）中「  
年 月 日発行」を「交付年月日  
有効期限  
年 月 日  
年 月 日」に改め、同様式（裏）中「5 本証の有効期間は、発行の

日から4年とする。」を削る。

第3号様式（表）中「  
年 月 日発行」を「交付年月日  
有効期限  
年 月 日  
年 月 日」に改め、同様式（裏）中「5 本証の有効期間は、発行の

日から4年とする。」を削る。

第4号様式(表)中「 年 月 日発行」を「交付年月日  
有効期限  
年 月 日  
年 月 日」に改め、同様式(裏)中「5 本証の有効期間は、発行の

日から4年とする。」を削る。

第7号様式中「あて先」を「宛先」に、

相代 続表 人 の者	氏 名 ( 名 称 )	⑩	を
	住 所 ( 所 在 地 )		

相代 続表 人 の者	氏 名 ( 名 称 )	⑩	に、
	住 所 ( 所 在 地 )		
	法 人 番 号 ※法人の場合に限る。		

住 所 ( 所 在 地 )	被 相 続 人 と の 続 柄

を

住 所 ( 所 在 地 )	法 人 番 号 ※法人の場合に限る。	被相続人 との続柄

に改める。

第17号様式、第18号様式、第24号様式及び第28号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第32号様式中「あて先」を「宛先」に、「氏名(名称) ㊦」を

「氏名(名称) ㊦  
個人(法人)番号」に改める。

第35号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第36号様式その2を削り、第36号様式その1を次のように改める。

第36号様式 削除

第42号様式中「あて先」を「宛先」に、

氏名	㊦
生年月日	年 月 日

を

氏名	㊦
個人番号	
生年月日	年 月 日

に、

扶養控除欄		氏名	続柄	生年月日
	配偶者控除			
扶養控除				・ ・
				・ ・
				・ ・
				・ ・

を

扶養控除欄		氏名	個人番号	続柄	生年月日
	配偶者控除				
扶養控除					・ ・
					・ ・
					・ ・
					・ ・

に改める。

第43号様式その1(3)及び第43号様式その4(3)中

支払者の名称	
公的年金の種類	

を

支払者の名称	
支払者の法人番号	
公的年金の種類	

に改める。

第47号様式及び第48号様式を次のように改める。

第47号様式（第21条関係）

第 号

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

年 月 日  (宛先)津市長	申 請 者	氏名又は法人の名称及び 代 表 者 氏 名 印	㊟	特別徴収義務者指定番号	
		住 所 又 は 所 在 地		電 話 番 号	
		法 人 番 号 (法人の場合に限る。)		担 当 者 名	

地方税法第321条の5の2及び津市市税条例第46条の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について、承認を受けたいので申請します。

特 例 の 適 用 を 受 け よ う と す る 税 額	年 月以後の納入に係る市民税・県民税の特別徴収税額							
申請の日前6箇月間の各月末の給与の支払を受ける者の 人員及び各月の支払金額 「外」・・・臨時勤務者に係るもの	年 月	外	人	円	年 月	外	人	円
	年 月	外	人	円	年 月	外	人	円
	年 月	外	人	円	年 月	外	人	円
(1) 現に市税の滞納があり、又は最近において著しい納付若しくは納入の遅延の事実がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由 (2) 申請の日前1箇年以内に納期の特例について、その承認を取り消されたことがある場合には、その年月日								

※ 市 記 入 欄	処 理 区 分	承 認	施 行	年 月 日	決 裁	年 月 日	起 案	年 月 日
		却 下	名 簿 記 入		徴 収 簿 帳 台	記 入		通 知 書 作 成
	(却下の理由)							

第48号様式（第21条関係）

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

年 月 日  (宛先) 津市長	届	氏名又は名称		特別徴収義務者 指 定 番 号	
	出	住所又は所在地		電 話 番 号	
	者	法人番号 (法人の場合に限る。)		担 当 者 名	
津市市税条例第46条の4の規定により届出をします。					
納期の特例の要件を欠いた理由		1 給与の支払を受ける人が常時10人未満でなくなったため 2 納期の特例の必要がなくなったため 3 その他 ( )			
摘 要 及 び 連 絡 事 項					

※ 市 記 入 欄	納期の特例の承認の取消しによる 納 期 の 特 例	納 期 の 特 例 を 認 め た 税 額	備 考 欄	
	月分から 月分までの  納期は 月 日となる。	月分から 月分まで  円		

第50号様式中

法人番号	
------	--

を

管理番号	
法人番号	

に、「あ

て先」を「宛先」に改める。

第51号様式中「あて先」を「宛先」に、  
 「申請者 法人名 代表者氏名 電話番号

「納税義務者 法人名 代表者氏名 法人番号 電話番号」  
 ④ を ④ に改める。

第53号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第54号様式中「納税者 住所 氏名」を「納税義務者 住所 氏名」に改める。

第60号様式中「あて先」を「宛先」に、  
 「住所 (所在地) 氏名 (名称)」  
 ④ を ④

「住所 (所在地) 氏名 (名称)」  
 ④ に改める。

個人 (法人) 番号

第61号様式中「あて先」を「宛先」に、

納税義務者	住所	
	氏名	

を

納税義務者	住所	
	氏名	
	個人 (法人) 番号	

に

改める。

第 6 2 号様式中「あて先」を「宛先」に、

住所 (所在地)	
氏名	㊦ を
(名称)	」

「住所(所在地)  
氏名(名称) ㊦ に改める。  
個人(法人)番号」

第 6 3 号様式中「あて先」を「宛先」に、

住所 (所在地)	
氏名	㊦ を
(名称)	」

「住所(所在地)  
氏名(名称) ㊦ に改める。  
個人(法人)番号」

第 6 5 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第 6 8 号様式中「あて先」を「宛先」に、

「

所有者	住所	
	氏名	

」を

「

所有者	住所	
	氏名	
	個人番号	

」に改め、

同様式を第 6 8 号様式その 2 とし、第 6 7 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第68号様式その1（第21条関係）

軽自動車税減免申請書

平成 年 月 日

（宛先）津市長

申請者 住所又は所在地

氏名又は名称 ㊟

（法人代表者氏名 ㊟）

個人（法人）番号

電話番号

津市市税条例 第89条第2項 の規定により、軽自動車税の減免を申請します。  
第90条第3項

軽自動車等の所有者等	所在地	
	名称	
	法人番号	
軽自動車等の種別		
主たる定置場		
原動機の型式		
原動機の総排気量又は定格出力		
用途		
形状		
車両番号又は標識番号		
事業内容（第89条第2項の規定による申請の場合に限る。）		
軽自動車等の使用目的（第89条第2項の規定による申請の場合に限る。）		

第69号様式、第76号様式その1及び第76号様式その2中「あて先」を「宛先」に改める。

第80号様式中「あて先」を「宛先」に、

納税義務者	住 所 (所在地)		を
	氏 名 (名称)		

納税義務者	住 所 (所在地)		に改める。
	氏 名 (名称)		
	法 人 番 号 ※法人の場合に限る。		

第82号様式及び第83号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

#### 附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第43号様式その1(3)及び第43号様式その4(3)の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の第1号様式から第4号様式までの規定は、この規則の施行の日以後に交付する徴税吏員証、市税・犯則事件調査吏員証、固定資産評価員証及び固定資産評価補助員証（以下「徴税吏員証等」という。）について適用し、同日前に交付した徴税吏員証等については、なお従前の例による。

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

### 津市規則第53号

津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津市条例第40号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項に準じて行う保護の実施に関する事務
- (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始若しくは同条第9項に準じて行う保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務
- (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務
- (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務

(7) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務

第3条 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 津市福祉医療費等の助成に関する条例（平成18年津市条例第104号。以下「福祉医療費等助成条例」という。）第4条第3項の受給資格の認定に関する事務

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務

第4条 条例別表第1の3の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定に関する事務

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務

第5条 条例別表第1の4の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定に関する事務

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務

第6条 条例別表第1の5の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定に関する事務

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務

第7条 条例別表第1の6の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定に関する事務

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務

第8条 条例別表第1の7の項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10の2第1項の乳児家庭全戸訪問事業の対象者であることの事実の確認に関する事務とする。

第9条 条例別表第1の8の項の規則で定める事務は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第3項の結核に係る定期の健康診断の対象者であることの事実の確認に関する事務とする。

第10条 条例別表第1の9の項の規則で定める事務は、健康増進法（平成14年法律第103号）第19条の2に準じて行う胃内視鏡検査による胃がん検診、超音波検査による乳がん検診及び前立腺がん検診の対象者であることの事実の確認に関する事務とする。

第11条 条例別表第1の10の項の規則で定める事務は、健康増進法19条の2に準じて行う19歳以上39歳以下の者に係る健康診査の対象者である

ことの事実の確認に関する事務とする。

第12条 条例別表第1の11の項の規則で定める事務は、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種費用の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

第13条 条例別表第1の12の項の規則で定める事務は、妊娠・出産包括支援事業における母子保健に係る利用者支援、産前・産後サポート及び産後ケアに関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第14条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 児童福祉法第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費又は同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施に関する情報（以下「外国人生活保護実施関係情報」という。）
- (2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務 当該サービスが提供される障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第15条 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務とし、同表の2の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る生活保護法による保護の決定及び実施に関する情報（以下「生活保護実施関係情報」という。）
- (2) 当該サービスが提供される身体障害者若しくは当該措置に係る身体障害者又はこれらの身体障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

報

第16条 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 生活保護法第6条第2項の要保護者又は同条第1項の被保護者であった者（以下「要保護者等」という。）に係る公営住宅法（昭和26年法律第193号）第16条第1項の家賃の決定及び第18条第1項の敷金の徴収に関する情報
  - イ 要保護者等に係る住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する情報
  - ウ 要保護者等に係る住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法（以下「旧公営住宅法」という。）第12条第1項の家賃の決定に関する情報
  - エ 要保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
  - オ 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 第1号アからウまでに掲げる情報
- (6) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第17条 条例別表第2の4の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第24条の5第1項各号に掲げる者に対する県民税又は同法第295条第1項各号に掲げる者に対する市民税の課税に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
  - イ 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 地方税法第34条第1項第3号及び第314条の2第1項第3号の社会保険料の控除の適用に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による保険料の徴収に関する情報
  - イ 納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族に係る介護保険法（平成9年法律123号）による保険料の徴収に関する情報
- (3) 地方税法第321条の7の2の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収に関する事務 納税義務者に係る介護保険法による保険料の額の決定及び当該保険料の徴収に関する情報
- (4) 地方税法第323条の市民税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 地方税法第367条の固定資産税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 地方税法第454条の軽自動車税の減免に関する事務 納税義務者に係る外国人生活保護関係情報
- (7) 市税及び県税（県民税に限る。）に係る徴収金の徴収に関する事務 次に掲げる情報
  - ア 納税義務者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報
  - イ 納税義務者に係る介護保険法による保険料の徴収に関する情報
  - ウ 納税義務者に係る生活保護実施関係情報
  - エ 納税義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第18条 条例別表第2の5の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 公営住宅法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 同法第2条第2号の公営住宅の入居者又は同居者（以下「公営住宅入居者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 公営住宅法第29条第7項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 公営住宅法第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 公営住宅法第48条の条例で定める事項に関する事務 公営住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第19条 条例別表第2の6の項の規則で定める事務は国民健康保険法第77条の保険料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該申請を行う納付義務者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該申請を行う納付義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第20条 条例別表第2の7の項の規則で定める事務は国民年金法（昭和34年法律第141号）第90条第1項の保険料の免除の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表の7の項の規則で定める情報は当該申請を行う被保険者又は被保険者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第21条 条例別表第2の8の項の規則で定める事務は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事

務とし、同表の 8 の項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該サービスが提供される知的障害者又は当該知的障害者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第 22 条 条例別表第 2 の 9 の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 18 条第 2 項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 住宅地区改良法第 2 条第 6 項の改良住宅の入居者又は同居者（以下「改良住宅入居者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 19 条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 25 条第 1 項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 32 条第 1 項の明渡しの請求に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 住宅地区改良法第 29 条第 1 項において準用する公営住宅法第 48 条の条例で定める事項に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 住宅地区改良法第 29 条第 3 項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第 12 条第 2 項（旧公営住宅法第 21 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）の家賃又は割増賃料の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 住宅地区改良法第 29 条第 3 項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第 21 条の 2 第 2 項の割増賃料の徴収に関する事務 改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報
- (8) 住宅地区改良法第 29 条第 3 項の規定によりその例によることとされる

旧公営住宅法第21条の2第3項において準用する旧公営住宅法第13条の2の割増賃料の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務  
改良住宅入居者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第23条 条例別表第2の10の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (2) 老人福祉法第11条の福祉の措置の実施に関する事務 当該措置に係る者又は当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (3) 老人福祉法第28条第1項の費用の徴収に関する事務 同法第10条の4第1項又は第11条の福祉の措置に係る者若しくは当該者の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報

第24条 条例別表第2の11の項の規則で定める事務は母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項の費用の徴収に関する事務とし、同表の11の項の規則で定める情報は同法第20条の措置に係る未熟児又は当該未熟児の扶養義務者に係る外国人生活保護実施関係情報とする。

第25条 条例別表第2の12の項の規則で定める事務は高齢者の医療の確保に関する法律第51条第1号の適用除外に係る事実についての確認に関する事務とし、同項の規則で定める情報は次に掲げる情報とする。

- (1) 当該適用除外となる被保険者等に係る生活保護実施関係情報
- (2) 当該適用除外となる被保険者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第26条 条例別表第2の13の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施に関する事務 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の

自立の支援に関する法律第14条第1項若しくは第3項の支援給付若しくは平成19年改正法附則第4条第1項の支援給付の支給を必要とする状態にある者若しくは支給を受けていた者（以下「要支援者等」という。）に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定によりその例によることとされる生活保護法第24条第1項の開始又は同条第9項の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第25条第1項の職権による開始又は同条第2項の職権による変更に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(5) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 要支援者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第27条 条例別表第2の14の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 介護保険法第51条第1項の高額介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護

実施関係情報

- (3) 介護保険法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (4) 介護保険法第61条第1項の高額介護予防サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (5) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に関する事務 当該保険料を課せられる被保険者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (6) 介護保険法第142条の保険料の減免又は徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (7) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第27条第1項の被保険者証の再交付の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (8) 介護保険法施行規則第32条の規定による被保険者資格の喪失の届出に係る事実についての審査に関する事務 当該届出を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (9) 介護保険法施行規則第83条の6（同令第97条の4において準用する場合を含む。）の市の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報
- (10) 介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第3項の施設介護サービス費又は同条第5項の特定入所者介護サービス費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う者に係る外国人生活保護実施関係情報

2 前項第1号、第2号及び第9号の規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項の介護療養型医療施設に係る同法による保険給付の支給に関する事務について準用する。この場合において、前項第1号及び第2号中「介護保険法」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法」と、前項第9号中「介護保険法施行

規則」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則」と読み替えるものとする。

第28条 条例別表第2の15の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付（自立支援医療費を除く。）の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務 当該変更に係る障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

第29条 条例別表第2の16の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請を行う保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第23条第1項の子どものための教育・保育給付

に係る支給認定の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該変更の申請を行う保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査に関する事務  
当該支給認定に係る保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

(4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査に関する事務 当該支給認定に係る保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

第30条 条例別表第2の17の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項に準じて行う保護の決定及び実施に関する事務 次に掲げる情報

ア 要保護者等に係る生活保護実施関係情報

イ 要保護者等に係る生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報

ウ 生活に困窮する外国人に係る生活保護法第55条の4第1項に準じて行う就労自立給付金の支給に関する情報

エ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る県民税又は市民税に関する情報

オ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る公営住宅法第16条第1項の家賃の決定及び第18条第1項の敷金の徴収に関する情報

カ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報

キ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る住宅地区改良法第29条第1項において準用する公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する情報

ク 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る住宅地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる旧公営住宅法第12条第1項の家賃の決定に関する情報

ケ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る児童扶養手当法（昭和36年法律238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）

- コ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の特別児童扶養手当の支給に関する情報
  - サ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
  - シ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報
  - ス 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）
  - セ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報
  - ソ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る介護保険法第115条の45第1項から第3項までに定める地域支援事業の実施又は同法129条第1項の保険料の徴収に関する情報
  - タ 要保護者等又は生活に困窮する外国人に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- (2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第24条第1項に準じて行う保護の開始又は同条第9項に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報
  - (3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第25条第1項に準じて行う職権による保護の開始又は同条第2項に準じて行う職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
  - (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第26条に準じて行う保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
  - (5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第63条に準じて行う保護に要する費用の返還に関する事務 第1号に掲げる情報

- (6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までに準じて行う徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項に準じて行う徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

第31条 条例別表第2の18の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 当該申請者に係る生活保護実施関係情報

イ 当該申請者及び扶養義務者等に係る地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）

ウ 当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）

エ 当該申請者に係る外国人生活保護実施関係情報

- (2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務 当該助成の受給者及び当該受給者と同一の世帯に属する者（以下「福祉医療費受給者等」という。）に係る医療保険給付関係情報

第32条 条例別表第2の19の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

- (1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 前条第1号に掲げる情報

イ 当該申請者に係る児童扶養手当関係情報

- (2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務 福祉医療費受給者等に係る医療保険給付関係情報

第33条 条例別表第2の20の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める情報とする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定の申請に係る事実  
についての審査に関する事務 次に掲げる情報

ア 第31条第1号に掲げる情報

イ 当該申請者に係る児童手当関係情報

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務 福祉医療費受  
給者等に係る医療保険給付関係情報

第34条 条例別表第2の21の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事  
務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当  
該各号に定める情報とする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定の申請に係る事実  
についての審査に関する事務 第31条第1号に掲げる情報

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務 福祉医療費受  
給者等に係る医療保険給付関係情報

第35条 条例別表第2の22の項の規則で定める事務は次の各号に掲げる事  
務とし、同項の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当  
該各号に定める情報とする。

(1) 福祉医療費等助成条例第4条第3項の受給資格の認定の申請に係る事実  
についての審査に関する事務 第31条第1号に掲げる情報

(2) 福祉医療費等助成条例第9条の助成の決定に関する事務 福祉医療費受  
給者等に係る医療保険給付関係情報

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第36条 条例別表第3の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同  
表の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定  
める情報とする。

(1) 子ども・子育て支援法第20条第1項の子どものための教育・保育給付  
に係る支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請  
を行う保護者等に係る地方税関係情報

(2) 子ども・子育て支援法第23条第1項の子どものための教育・保育給付  
に係る支給認定の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 当  
該変更の申請を行う保護者等に係る地方税関係情報

(3) 子ども・子育て支援法第23条第4項の子どものための教育・保育給付  
に係る支給認定の職権による変更に係る事実についての審査に関する事務  
当該支給認定に係る保護者等に係る地方税関係情報

- (4) 子ども・子育て支援法第24条第1項の子どものための教育・保育給付に係る支給認定の取消しに係る事実についての審査に関する事務 当該支給認定に係る保護者等に係る地方税関係情報

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第54号

津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
津市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成18年津市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第1号様式その1中

対象者	氏名	(フリガナ)	性別	男・女	生 月 日	年 月 日	津市使用欄
	住所	電話					

を

対象者	氏名	(フリガナ)	性別	男・女	生 月 日	年 月 日	個人番号
	住所	津 市 使用欄					電話

に、

対象者から みた続柄	津 市 使用欄	を	対象者から みた続柄	個 人 番 号	に、
---------------	------------	---	---------------	------------	----

対象者から みた続柄	津 市 使用欄	を	対象者から みた続柄	個 人 番 号	に、
---------------	------------	---	---------------	------------	----

氏名	対象者から みた続柄	津 市 使用欄	を
住所			

氏名	対象者から みた続柄	個 人 番 号	に改める。
住所	津 市 使用欄		

第2号様式中

氏名	続柄	生年月日	同居 別居の別	現住所
	世帯主		同居・別居	
			同居・別居	

を

氏名 個人番号	続柄	生年月日	同居 別居の別	現住所
	世帯主		同居・別居	
			同居・別居	

に

改める。

第11号様式中

保等 護者	住 所		
	氏 名		
加 入 医 療 保 険	記 号 ・ 番 号		
	被 保 険 者 組 合 員 世 帯 主	氏 名	受給者との 続柄
		住 所	
	保 険 種 別	1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期	1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期
	資 格 取 得 ( 認 定 ) 年 月 日		
	所 在 地		
	名 称		
	保 険 者 番 号		

を

保護者等	住所			
	氏名			
	個人番号			
加入	記号・番号			
	被保険者 組合 世帯 主	住所		
		氏名	受給者との続柄	
		個人番号		
療保	保険種別	1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期	1 国保 2 協会 3 組合 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期	
	資格取得（認定）年月日			
	所在地			
	名称			
険	保険者番号			

に

改める。

附 則

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

津市告示第281号

津市自転車等の放置の防止に関する条例12条第2項及び第14条の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成27年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年12月 3日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年12月 3日
アスト公共自転車等駐車場	132	平成27年12月 4日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成27年12月 7日
アスト公共自転車等駐車場	2	平成27年12月 7日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年12月10日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成27年12月11日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成27年12月14日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成27年12月15日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第282号

下記の者の督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成27年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇	〇〇 〇	平成26年度固定資産税都市計画税4期分督促状、平成27年度固定資産税都市計画税2期分督促状

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第283号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定に基づき、下記のとおり指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37第1項の規定により告示する。

平成27年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
有限会社 With A Will
- 2 事業所の名称  
With A Will 相談支援事業所
- 3 事業所の所在地  
津市本町26番16号
- 4 指定年月日  
平成28年1月1日
- 5 指定事業の種類  
特定相談支援、障害児相談支援
- 6 事業所番号  
特定相談支援 2430502282  
障害児相談支援 2470500451

津市告示第284号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28の規定に基づき、下記のとおり指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法24条の37第1項の規定により告示する。

平成27年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称  
合同会社おうばいとうり
- 2 事業所の名称  
パーソンセントラルゆらゆら
- 3 事業所の所在地  
津市久居北口町921番地23
- 4 指定年月日  
平成28年1月1日
- 5 指定事業の種類  
障害児相談支援
- 6 事業所番号  
2470500444

津市告示第285号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成27年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
9220414	平成27年10月1日	平成27年12月3日
9243628	平成27年11月18日	平成27年11月29日





津市告示第288号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成27年12月17日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成27年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

平成27年12月17日に議決を経た予算

平成27年度津市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度津市モーターボート競走事業特別会計予算（第2号）

平成27年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度津市介護保険事業特別事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成27年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成27年度津市一般会計補正予算（第6号）

平成27年度津市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,092,765千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,487,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		1,959,261	△9,155	1,950,106
	1 分担金	51,292	△9,155	42,137
15 国庫支出金		14,731,951	409,714	15,141,665
	1 国庫負担金	11,060,978	396,739	11,457,717
	2 国庫補助金	3,666,244	12,975	3,679,219
16 県支出金		6,408,492	361,082	6,769,574
	1 県負担金	3,758,455	341,953	4,100,408
	2 県補助金	2,010,442	27,801	2,038,243
	3 委託金	639,595	△8,672	630,923
18 寄附金		5,916	300	6,216
	1 寄附金	5,916	300	6,216
19 繰入金		9,646,693	334,024	9,980,717
	1 特別会計繰入金	14,604	4,384	18,988
	2 基金繰入金	9,632,089	329,640	9,961,729
22 市債		17,151,400	△3,200	17,148,200
	1 市債	17,151,400	△3,200	17,148,200
歳入合計		117,394,835	1,092,765	118,487,600

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		670,766	△7,603	663,163
	1 議会費	670,766	△7,603	663,163
2 総務費		16,417,638	310,454	16,728,092
	1 総務管理費	14,000,523	469,319	14,469,842
	2 徴税費	1,328,120	△15,055	1,313,065
	3 戸籍住民基本台帳費	589,284	△3,005	586,279
	4 選挙費	286,215	△145,660	140,555
	5 統計調査費	132,450	3,916	136,366
	6 監査委員費	81,046	939	81,985
3 民生費		37,211,186	1,015,000	38,226,186
	1 社会福祉費	17,911,259	1,003,029	18,914,288
	2 児童福祉費	13,763,977	△31,257	13,732,720
	3 生活保護費	5,525,779	43,228	5,569,007
4 衛生費		17,446,885	△40,045	17,406,840
	1 保健衛生費	2,726,627	△23,085	2,703,542
	2 斎場費	477,479	△2,523	474,956
	3 環境費	519,525	△43,959	475,566
	4 清掃費	12,902,356	24,170	12,926,526
	8 生活排水処理費	205,453	5,352	210,805
6 農林水産業費		3,287,333	△6,363	3,280,970
	1 農業費	2,422,010	△5,526	2,416,484
	2 林業費	207,611	△4,540	203,071
	3 水産業費	239,955	△1,568	238,387
	4 農業集落排水費	417,757	5,271	423,028
7 商工費		1,463,507	△8,414	1,455,093
	1 商工費	1,463,507	△8,414	1,455,093
8 土木費		15,394,600	△98,244	15,296,356
	1 土木管理費	263,467	△22,900	240,567
	2 道路橋りょう費	5,635,648	△34,936	5,600,712
	3 河川費	290,714	△12,833	277,881
	5 都市計画費	8,702,490	△19,569	8,682,921
	6 住宅費	435,610	△8,006	427,604
9 消防費		4,075,385	△2,980	4,072,405
	1 消防費	4,075,385	△2,980	4,072,405
10 教育費		11,116,107	△69,040	11,047,067
	1 教育総務費	1,948,949	33,463	1,982,412

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 小 学 校 費	3,364,485	△21,632	3,342,853
	3 中 学 校 費	1,987,892	△5,825	1,982,067
	4 幼 稚 園 費	1,638,035	△47,741	1,590,294
	5 社 会 教 育 費	1,590,737	△2,486	1,588,251
	6 短 期 大 学 費	586,009	△24,819	561,190
歳 出	合 計	117,394,835	1,092,765	118,487,600

## 第2表 継続費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	応急診療所及び教育委員 会庁舎整備事業	743,920	平成27年度	
				平成28年度	743,920

## 第3表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
津市運動施設（津地域）指定管理委託	平成28年度から 平成33年度まで	367,049
津市産業・スポーツセンター指定管理委託	平成28年度から 平成33年度まで	832,000
津市まん中老人福祉センター指定管理委託	平成28年度から 平成32年度まで	52,943
津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理委託	平成28年度から 平成32年度まで	192,170
給食センター調理・配送等業務委託	平成28年度から 平成33年度まで	914,712

## 第4表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
農業生産基盤整備事業	71,700	68,500

継続費についての前々年度末までの  
当該年度以降の支出予定額並びに事

款	項	事業名	全 体 計 画					
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳			一般財源
					特 定 財 源			
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	1	応急診療所及び 教育委員会庁舎 整備事業	27					
			28	743,920		639,800		104,120
			計	743,920		639,800		104,120

# 支出額、前年度末までの支出額及び 業の進行状況等に関する調書

(単位：千円、%)

前々年度末 までの支出額	前年度末 までの支出額	当該年度 支出予定額	当該年度末まで の支出予定額	翌年度以降 支出予定額	継続費の総額 に対する進捗率
				743,920	100.0
				743,920	100.0

債務負担行為で翌年度以降にわ  
での支出額及び当該年度以降の

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額	
		期 間	金 額
津市運動施設（津地域）指定管理委託	367,049		
津市産業・スポーツセンター指定管理委託	832,000		
津市まん中老人福祉センター指定管理委託	52,943		
津なぎさまち内旅客船ターミナル指定管理委託	192,170		
給食センター調理・配送等業務委託	914,712		

# たるものについての前年度末ま 支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
平成28年度から 平成33年度まで	367,049				367,049
平成28年度から 平成33年度まで	832,000				832,000
平成28年度から 平成32年度まで	52,943				52,943
平成28年度から 平成32年度まで	192,170				192,170
平成28年度から 平成33年度まで	914,712			34,735	879,977

## 第2表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
G I つつじ賞王座決定戦開催事業	平成28年度	5,746
G I 女子王座決定戦開催事業	平成28年度	8,822

平成27年度津市モーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度津市のモーターボート競走事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,744,315千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45,256,673千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競艇事業収入		43,511,664	1,744,315	45,255,979
	1 事業収入	23,054,274	1,696,469	24,750,743
	5 繰越金	1	47,846	47,847
歳 入 合 計		43,512,358	1,744,315	45,256,673

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 競艇事業費		43,111,244	1,506,215	44,617,459
	1 総務費	506,306	△13,749	492,557
	2 事業費	41,773,304	1,519,964	43,293,268
2 基金積立金		112,341	238,100	350,441
	1 基金積立金	112,341	238,100	350,441
歳 出 合 計		43,512,358	1,744,315	45,256,673

債務負担行為で翌年度以降にわ  
での支出額及び当該年度以降の

事 項	限 度 額	前年度末までの支出額	
		期 間	金 額
G I つつじ賞王座決定戦開催事業	5,746		
G I 女子王座決定戦開催事業	8,822		

# たるものについての前年度末ま 支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		特定財源			一般財源
期 間	金 額	国県支出金	地方債	その他	
平成28年度	5,746			5,746	
平成28年度	8,822			8,822	

平成27年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度津市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,326,913千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,097,438千円とする。
- 2 直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,813千円とする。
- 3 事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

## 事業勘定

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,063,578	△136,291	5,927,287
	1 国民健康保険料	6,063,578	△136,291	5,927,287
5 国庫支出金		6,284,966	13,705	6,298,671
	1 国庫負担金	4,809,004	13,705	4,822,709
8 県支出金		1,482,190	13,705	1,495,895
	1 県負担金	170,366	13,705	184,071
9 共同事業交付金		5,694,737	928,235	6,622,972
	1 共同事業交付金	5,694,737	928,235	6,622,972
11 繰入金		1,413,170	505,847	1,919,017
	1 繰入金	1,413,170	505,847	1,919,017
12 繰越金		1	1,712	1,713
	1 繰越金	1	1,712	1,713
歳入合計		30,770,525	1,326,913	32,097,438

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		420,725	△7,541	413,184
	1 総務管理費	293,002	△7,541	285,461
7 共同事業拠出金		5,694,757	955,645	6,650,402
	1 共同事業拠出金	5,694,757	955,645	6,650,402
11 諸支出金		50,140	378,809	428,949
	1 償還金及び還付加算金	36,251	378,790	415,041
	2 繰出金	13,889	19	13,908
歳出合計		30,770,525	1,326,913	32,097,438

直営診療施設勘定

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		13,889	19	13,908
	1 事業勘定繰入金	13,889	19	13,908
歳入合計		25,794	19	25,813

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		19,755	19	19,774
	1 施設管理費	19,755	19	19,774
歳出合計		25,794	19	25,813

平成27年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成27年度津市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ205,416千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,538,862千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 險 料		5,665,384	340	5,665,724
	1 介 護 保 險 料	5,665,384	340	5,665,724
3 国 庫 支 出 金		6,054,227	604	6,054,831
	2 国 庫 補 助 金	1,456,447	604	1,457,051
5 県 支 出 金		3,756,090	302	3,756,392
	2 県 補 助 金	92,013	302	92,315
7 繰 入 金		3,715,243	△9,742	3,705,501
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,715,243	△9,742	3,705,501
8 繰 越 金		3	213,912	213,915
	1 繰 越 金	3	213,912	213,915
歳 入 合 計		26,333,446	205,416	26,538,862

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		403,520	△10,044	393,476
	1 総 務 管 理 費	128,222	△9,540	118,682
	4 介 護 認 定 審 査 会 費	80,914	△504	80,410
3 地 域 支 援 事 業 費		496,132	1,548	497,680
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	428,700	1,548	430,248
6 諸 支 出 金		12,201	213,912	226,113
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	12,201	213,912	226,113
歳 出 合 計		26,333,446	205,416	26,538,862

平成27年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,226千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,760,050千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		3,347,846	△2,226	3,345,620
	1 一般会計繰入金	3,347,846	△2,226	3,345,620
歳入合計		5,762,276	△2,226	5,760,050

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		87,917	△2,226	85,691
	1 総務管理費	70,092	△2,226	67,866
歳出合計		5,762,276	△2,226	5,760,050

平成27年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の市営浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,641千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ426,148千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 繰 入 金		56,915	8,641	65,556
	1 一般会計繰入金	56,915	8,641	65,556
歳 入 合 計		417,507	8,641	426,148

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		26,274	968	27,242
	1 総務管理費	26,274	968	27,242
2 事 業 費		350,558	7,673	358,231
	1 市営浄化槽事業費	350,558	7,673	358,231
歳 出 合 計		417,507	8,641	426,148

平成27年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,330千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ554,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		417,757	5,271	423,028
	1 繰入金	417,757	5,271	423,028
5 繰越金		1	59	60
	1 繰越金	1	59	60
歳入合計		549,210	5,330	554,540

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		4,761	5,330	10,091
	1 総務管理費	4,761	5,330	10,091
歳出合計		549,210	5,330	554,540

平成27年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ649千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680,421千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 入 金		606,768	△649	606,119
	1 繰 入 金	606,768	△649	606,119
歳 入 合 計		681,070	△649	680,421

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土地区画整理事業費		493,762	△649	493,113
	1 事 業 費	493,762	△649	493,113
歳 出 合 計		681,070	△649	680,421

平成27年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）

平成27年度津市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,389千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,474千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		1	4,389	4,390
	1 繰越金	1	4,389	4,390
歳入合計		61,085	4,389	65,474

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		27,234	4,389	31,623
	1 総務管理費	27,234	4,389	31,623
歳出合計		61,085	4,389	65,474

平成27年度津市一般会計補正予算（第7号）

平成27年度津市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ181,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,668,700千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

津市長 前 葉 泰 幸

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		15,141,665	80,486	15,222,151
	1 国庫負担金	11,457,717	80,486	11,538,203
19 繰入金		9,980,717	54,714	10,035,431
	2 基金繰入金	9,961,729	54,714	10,016,443
22 市債		17,148,200	45,900	17,194,100
	1 市債	17,148,200	45,900	17,194,100
歳入合計		118,487,600	181,100	118,668,700

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 災害復旧費		676,608	181,100	857,708
	2 公共土木施設災害復旧費	389,753	181,100	570,853
歳出合計		118,487,600	181,100	118,668,700

## 第2表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業	29,500
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	116,400

## 第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
公共土木施設災害復旧事業	87,300	133,200

津市公告第140号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成27年12月22日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日  
平成27年12月17日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市牧町字北浦441番2ほか9筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市大門15番1号  
日企不動産有限公司  
代表取締役 古市 齊司

津市公告第141号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成27年12月25日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成27年12月19日

2 抑留期間 平成28年1月4日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市河芸町 東千里	雑種	黒茶	雄	中	91日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第142号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成27年12月28日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

427122801

公告日	平成27年12月28日	工事担当課	農業基盤整備課	
工事名	平成27年度農基第2-1号 中山排水機場ポンプ設備（2号ポンプ用原動機）部品取替修繕			
工事場所	津市 栗真中山町	地内		
工事概要	2号ポンプ用原動機部品取替修繕 一式 弾性ゴムカップリング 1組			
工期	契約締結の日から <b>平成28年3月30日</b> まで			
発注業種	<b>機械器具設置</b>			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間の官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された農業用施設等（ポンプ場、排水機場、処理場）のポンプ設備に係るディーゼルエンジンの製作、据付工事又は修繕で元請契約金額又は一次下請金額が170万円以上。ただし、下請についても機械器具設置工事又は修繕に限る。		
	技術者要件	主任（監理）技術者	同業種の技術者（実務経験）以上の者（本市発注工事における専任配置）	
現場代理人		常駐配置（主任技術者と兼務可）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成25年10月1日～平成26年9月30日）			
設計図書 の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成28年1月15日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設計図書 の購入	購入期間	本公告の日から 平成28年1月15日 まで		
	販売店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214		
設計図書等 に関する 質問	提出期限	平成28年1月8日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	平成28年1月13日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	<b>平成28年1月15日 必着</b>		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	<b>平成28年1月20日 午前10時00分</b> 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	<b>1,900,000</b> 円（税抜き）			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>			

津市上下水道事業公告第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より津都市計画及び安濃都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧を供します。

平成27年12月21日

津市上下水道事業管理者 佐治輝明

縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道局下水道建設課

津市上下水道事業公告第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、三重県知事より松阪都市計画下水道事業中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の変更認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次の場所において縦覧を供します。

平成27年12月21日

津市上下水道事業管理者 佐治輝明

縦覧場所

津市殿村5番地

津市下水道局下水道建設課